

あじくり通信

発行

アジアクリエーション協同組合

〒103-0021 東京都中央区

日本橋本石町4-5-5 日本橋藤ビル 4階

Tel 03-3527-9833

Fax 03-3527-9844

http://asia-creation.org/

さらっと
解説

「優良な実習実施者」の要件とは？

実習実施者（受入企業）が第3号の技能実習生を受け入れるためには、技能等の修得をさせる能力が高い「優良な実習実施者」である必要があります。

●優良な実習実施者のメリット

- ① 技能実習3号での技能実習生の受入れが可能になると、従来の第1号および第2号受入れで最大3年だった実習期間が最大5年に延長されます。
- ② 受入れ人数枠が拡大されます（第1号：基本人数枠の2倍／第2号：同4倍／第3号：同6倍）。また第3号技能実習生については、他の実習実施者からの転籍が可能になります。
- ③ 対象職種枠の拡大として、地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習などが認められています。

●監理団体も「優良」が条件

以上の優遇を受けるためには、監理団体と実習実施者の双方が優良であることが必須条件です。幣組合は「優良な監理団体」である一般監理団体の認定を受けています。

●優良認定はポイント方式

優良な監理団体とは、技能検定試験の合格率や法令違反・問題の発生状況、支援体制などをポイント化し、120点満点の6割＝72点以上を満たした団体となります。具体的には右表のとおりです。申請手続きは、6割以上の点数の獲得が確認できた場合に「優良要件適合申告書」を技能実習計画の認定申請の際に添付書類として提出します。

●第3号実習生の受入れを継続するには

「優良」と認定された後も、6割以上の点数を保ち続けなければならない。毎年1回提出する実施状況報告書に、優良要件適合申告書のほか、優良基準を満たすことを明らかにする書類を添付する必要があります。

1. 技能等の修得等に係る実績【配点70点】		4. 法令違反・問題の発生状況【配点5点】	
I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む)	・95%以上:20点 ・80%以上 95%未満:10点 ・75%以上 80%未満:0点 ・75%未満:-20点	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがある(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む)	・改善未実施:-50点 ・改善実施:-30点
II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率(注1)	・80%以上:40点 ・70%以上 80%未満:30点 ・60%以上 70%未満:20点 ・50%以上 60%未満:0点 ・50%未満:-40点	II 直近過去3年以内における失格がゼロまたは失格の割合が低いこと(旧制度を含む)	・ゼロ:5点 ・10%未満または1人以下:0点 ・20%未満または2人以下:-5点 ・20%以上または3人以上:-10点
II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者3人以上:35点 ・合格者2人:25点 ・合格者1人:15点 ・合格者なし:-35点	III 直近過去3年以内に実習実施者の責めによるべき失格があること(旧制度を含む)	・該当:-50点
II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点	5. 相談・支援体制【配点15点】	
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績(注2)	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有り:5点
IV 技能検定等の実施への協力(注3)	・有り:5点	II 受け入れた技能実習生について、すべての母国語で相談できる相談員を確保していること(旧制度を含む)	・有り:5点
2. 技能実習を行わせる体制【配点10点】		III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む)	・有り:5点
I 直近過去3年以内の技能実習指導員の「技能実習指導員講習」受講歴	・全員有り:5点	6. 地域社会との共生【配点10点】	
II 直近過去3年以内の生活指導員の「生活指導員講習」受講歴	・全員有り:5点	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有り:4点
3. 技能実習生の待遇【配点10点】		II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有り:3点
I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上:5点 ・105%以上 115%未満:3点	III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有り:3点
II 技能実習生の賃金における各段階ごとの昇給率	・5%以上:5点 ・3%以上5%未満:3点		

(注1) <計算方法>

母母・新制度の技能実習生の2号・3号修了者数-うちやむを得ない不受検者数+旧制度の技能実習生の受検者数÷分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2

※旧制度の実習生の受検実績については、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日以前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないことも可。

※施行後3年間については、Ⅱに代えて、Ⅱ-2(1)および(2)で評価することも可。

(注2) 2級、3級で分けて、合格人数の合計で評価

(注3) 技能検定委員(技能検定における学科試験および実技試験の問題の作成・採点・実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)または技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者(社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定)。

重要

技能実習責任者講習の受講はお済みですか？

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、3年ごとに技能実習責任者養成講習の受講が義務づけられています。未受講の組合員企業様は、2020年3月31日までに必ず受講するようお願いいたします。

【受講対象者】技能実習実施機関(組合員企業様)により、技能実習責任者に選任されている者(選任予定の者も含む)。技能実習を行わせる事業所ごとに選任しなければなりません。

【養成講習】養成講習機関は厚生労働省のホームページに掲載されています(「外国人技能実習制度における養成講習について」厚生労働省)で検索)。日程・会場・申込み等については、各養成講習機関へ直接お問い合わせください。受講料は10000～13000円程度です。

なお公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)の講習会には、組合員企業様は賛助会員として会員価格8000円で受講できます→申込みホームページ(「JITCO 技能実習責任者講習」で検索)→[技能実習責任者講習]の[日程・申込み]→[お申込(賛助会員)]で必要事項を記入。※賛助会員番号は、JITCOから届く『かけはし』の宛名に記されています。



社長さん よろしくお願ひします!!

(株)大雄、西川実業(有)合同現地面接の翌日(4月10日)、カンボジアの首都プノンペンで採用者のご家族を招いた食事会が行われました。ご家族も安心した様子で、温かい雰囲気でした。

海外からの違法な肉製品などの持込みにご注意ください!!

アフリカ豚コレラなど家畜の病気の侵入を防ぐため、4月22日より肉や肉製品(ソーセージ、ハム、餃子等)・植物の違法な持ち込みが罰則の対象となりました。空港等において輸入検査を受けずに日本国内へ持ち込んだ場合には、家畜伝染病予防法・植物防疫法により、3年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。持ち込みは輸入申告(または輸出国の政府機関が発行する検査証明書)が必要です。関係者の方々から知らずに誤って日本に持ち込むことがないよう、ご周知をお願いいたします。

INFORMATION



アジアクリエーション協同組合主催
日本語勉強会

7月28日(日) 名古屋

8月4日(日) 本都(東京)

※ 詳細が決まり次第ご案内します。